

平成24～25年度における北海道の保険料率（案）について

平成24年1月20日

北海道後期高齢者医療広域連合

平成24～25年度の北海道における後期高齢者医療制度の保険料率について、現時点における2月定例議会(2月23日(木)開催予定)に提出する案をお知らせいたします。

(なお、北海道と保険料率変更に関する法定の事前協議を進めているところです。)

▽均等割額 47,709円 【被保険者一人ひとりに等しく賦課される額】

現行 44,192円 (3,517円、7.96%増)

▽所得割率 10.61% 【本人の所得に応じた額】

現行 10.28% (0.33ポイント増)

▽賦課限度額 55万円

現行 50万円 (5万円増)

▽一人当たり保険料(軽減後) 66,589円

H22-H23 平均: 64,980円 +2.48%

*低所得者等については軽減措置が設けられています。

■保険料算定の根拠

費用の見込み 1兆5,056億円 A

医療給付費等

収入の見込み 1兆3,754億円 B

国・道・市町村負担金

7,505億円

後期高齢者交付金

6,138億円

保険料上昇抑制策 剰余金の活用

29億7,800万円

財政安定化基金(道に設置)の活用

81億3,000万円 (道との協議中)

保険料の必要額

A-B

1,302億円 C

保険料収納率の見込み

99.2% D

保険料の負担となる額

C÷D

1,312億円 E

H24～H25の被保険者数見込み

1,444.4千人 F

一人当たり保険料(軽減前)

E÷F

90,874円

■賦課割合の変更

均等割：所得割 = 52.5：47.5 (現行 均等割：所得割 = 50：50)

*本広域連合としては、低所得者への配慮という観点から、国と協議の上、制度開始より本来の賦課割合(均等割55:所得割45)から均等割を5ポイント引き下げ、均等割50:所得割50としてきた。その後国の政策により、均等割9割軽減、8.5割軽減といった手厚い低所得者対策が講じられ、今回の料率算定にあたり、国から、他広域連合と同様に本来の賦課割合に見直すよう助言があった。このため賦課割合を見直す、経過措置として今回は現行と本来の賦課割合の中間点(均等割52.5:所得割47.5)とするもの。

○年間保険料額の例(単身世帯で年金収入のみの場合)

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	現行 年間保険料	今回試算保険料率 年間保険料	保険料増加額 (対現行保険料)
80万円	9割	—	4,400円	4,700円	300円
153万円	8.5割	—	6,600円	7,100円	500円
168万円	8.5割	5割	14,300円	15,100円	800円
180万円	2割	5割	49,200円	52,400円	3,200円
211万円	—	5割	74,000円	78,400円	4,400円
220万円	—	—	113,000円	118,700円	5,700円

